

## 報告タイトル

中国国民党政権における「以党治国」の逸脱：第4次「匪剿」作戦期の党政関係を中心として  
Departure from the "Party rules the country" system in Nationalist government: Focusing  
on party-government relations during the fourth "bandit suppression" campaign

## 氏名(所属)

和田知樹(北海道大学院)  
Tomoki Wada (Hokkaido University)

## 要旨(800字程度)

本報告では、中国国民党政権の体制運用システムが、1930年代の前半の「匪剿(いそう)」作戦(計5回の共産党包囲作戦)期をつうじて、理念的な「以党治国」(党が国を治める)体制から変質していく過程を検討する。

先行研究では「以党治国」をめぐる理念と実態の乖離が争点とされ、国民党政権の統治能力における脆弱性が提起されてきたが、日中戦争期にいたるまでそうした体制が持続した要因は十分に検討されてこなかった。そこで本報告では、日中戦争以前の「匪剿」作戦期の政治的实践に着目し、体制的変容を探る端緒とした。

戦前に「匪剿」作戦区とされた河南・湖北・安徽・江西においては、軍事作戦の遂行にともない、南京の中央政府から切り離された政治秩序が形成された。視点を変えれば、「匪剿」作戦の遂行は、党内の特定の支持基盤に乏しい蒋介石が、党の内外で政治的権威を確立するための行動でもあった。同区において蒋介石は独自の政治指導体制を構築することが可能であったが、それは「以党治国」を至上の原理とはしないものであった。

党と政府の関係において、そうした側面は顕著に見られた。すなわち、「匪剿」区内においては、制度設計の段階で「以党治国」は指導原理として放棄され、軍事的な権威に当該地方の党と政府が従属するという、特異な関係が生じた。かかる政治指導体制を活用し、蒋介石は「匪剿」区内の省政府に対する政治的介入が可能になった。

しかし、その代償として生じたのは、「匪剿」区内における党組織の規模および経費の縮小であった。こうした党と政府に関係する一連の組織再編の動向は、「党治」を前提としないものである点で、「以党治国」からの逸脱にほかならず、統治原理としての「以党治国」に代替する統治体制が、日中戦争以前においてすでに構築されていたことを示している。